

大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規程

〔平成19年8月28日〕
大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員規程第3号

大阪府後期高齢者医療広域連合監査委員が管理する行政文書に係る大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第20号）の施行については、大阪府後期高齢者医療広域連合情報公開条例施行規則（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合規則第25号）の例による。

附 則

この規程は、平成19年8月28日から施行する。